

2025 年度 秋田県訪問看護事業所 実態調査結果

I. 調査の目的と方法

1. 目的

秋田県内の訪問看護事業所における訪問看護の現状と課題を把握することにより、今後の訪問看護の課題解決策を検討するための基礎資料とする。

2. 調査対象

2025 年 8 月 1 現在の秋田県内訪問看護事業所

(2025 年 8 月 1 日現在の東北厚生局データより)

3. 実施期間 2025 年 8 月 21 日（木）～9 月 30 日（火）

4. 実施方法

- ・調査用紙等の郵送配布＋メール送信

① 依頼文

② 調査票を 2025 年 8 月 21 日に一斉に全事業所へ郵送配布とともに
全事業所へメール送信を行った。

- ・調査票の回収方法

FAX かメールによる回収

5. 調査項目

- ・訪問看護事業所の基礎的情報に関すること
- ・利用者数や訪問看護サービスの算定件数は、2025 年 7 月の実績数

6. 調査票配布数と回答事業所数

- ・調査票の郵送が完了したものが 95 件、
うち、回答した事業所は 87 件であり、回収率は 92% であった。

II. 結果

1. 事業所について

(1) 事業所の所在地

- 事業所の所在地を市町村ごとに集計した結果を表1・図1に示す。

表1

所在地	事業所数
大館市	7
鹿角市	1
北秋田市	3
能代市	5
八郎潟町	1
潟上市	3
五城目町	1
秋田市	41
由利本荘市	4
にかほ市	2
大仙市	5
仙北市	0
美郷町	2
横手市	7
湯沢市	3
羽後町	2

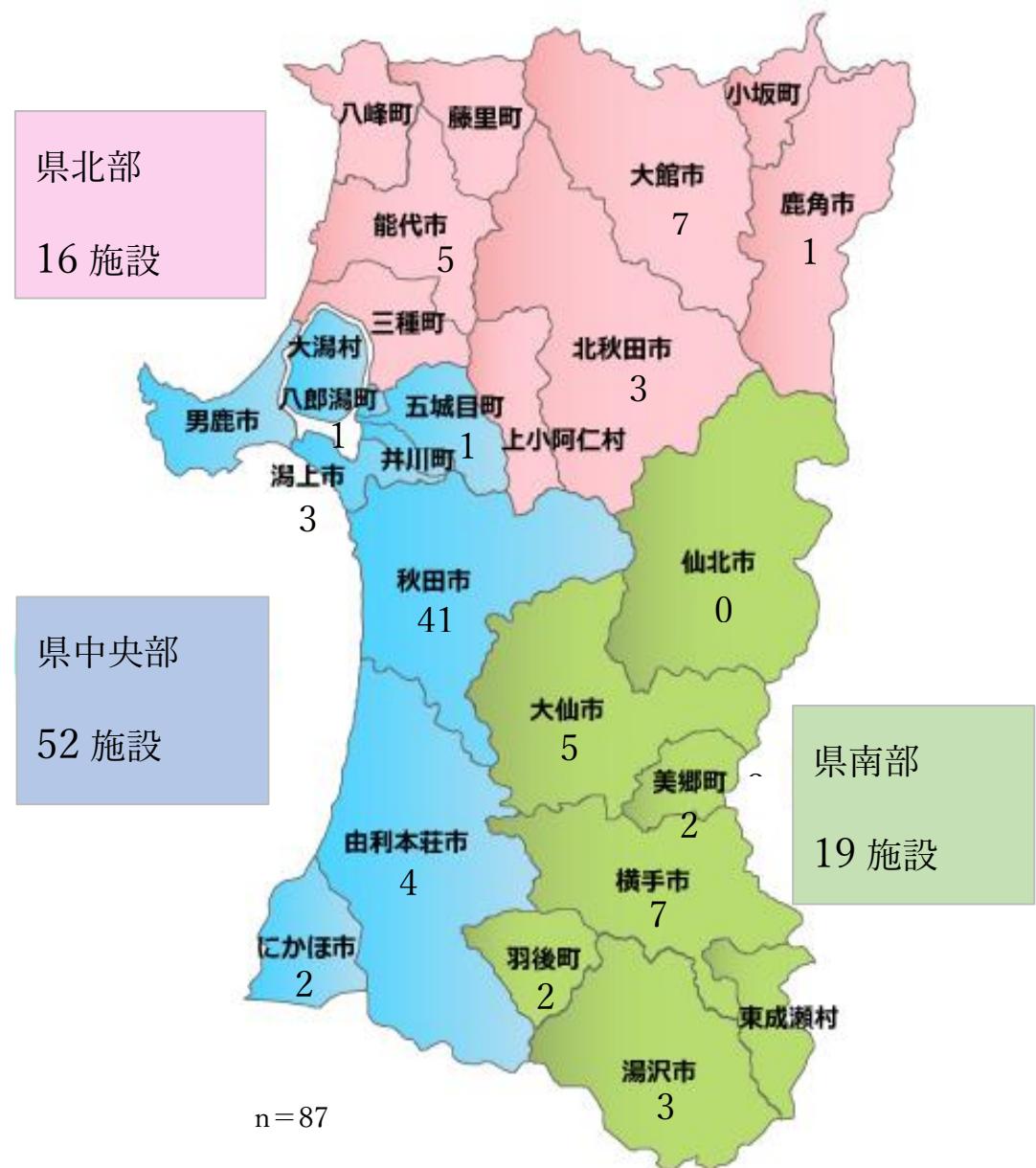


図1 事業所の所在地

(2) 開設年度

- 回答のあった事業所の開設年度は、開設 5 年未満の事業所が 38%、5 年以上 10 年未満が 26% であった。
(図 2)

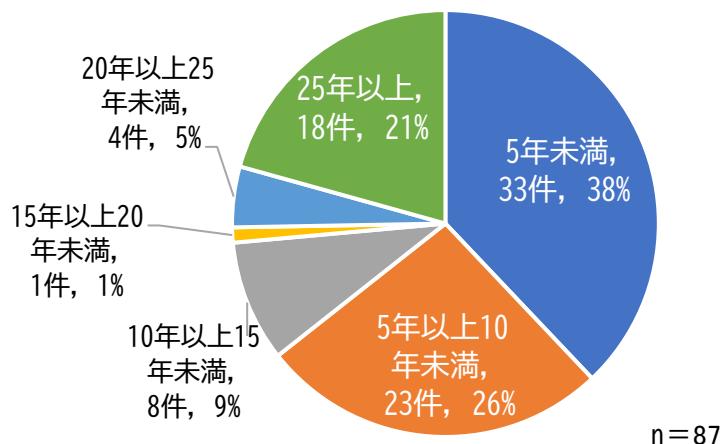


図 2 事業所の開設年度

(3) 法人種別

- 営利法人 59%、医療法人 17%、社会福祉法人 9%、農業協同組合 8% と続いている。(図 3)

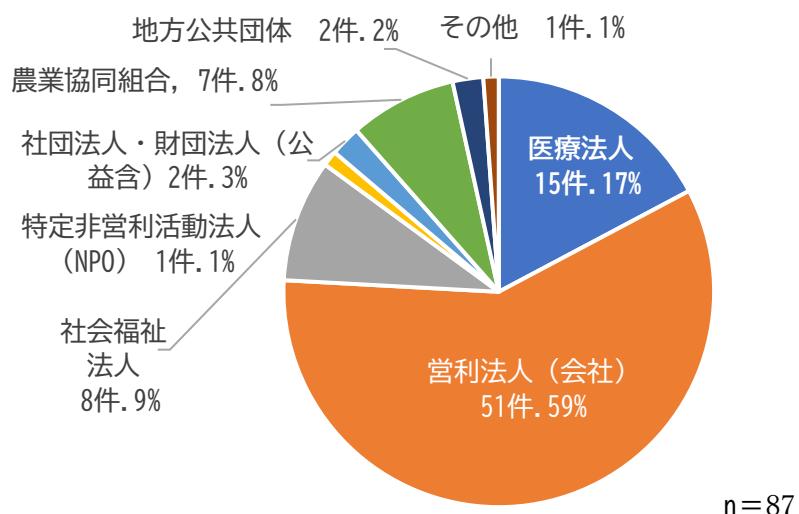


図 3 法人種別

(4) サテライト事業所の有無

- サテライト事業所有りは 5 事業所 (6%) であった。(図 4)

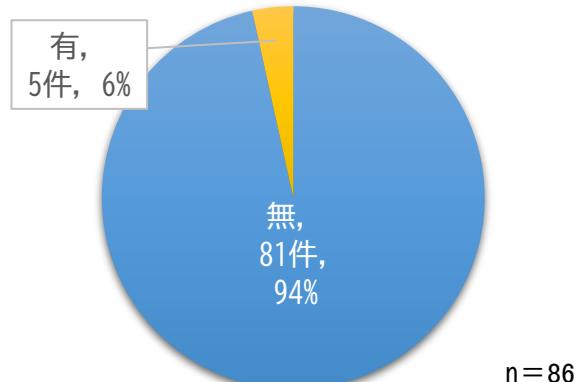


図 4 サテライト事業所

2. 事業所の運営について

(1) 同一敷地内の併設事業

- 回答事業所の 21 事業所は併設事業がなかった。
- 同一敷地内の併設事業の種類は、居宅介護支援事業所が 32 件と最も多い、訪問介護 25 件と続いていた。(図 5)

※その他は、訪問入浴、短期入所、地域包括、ケアハウス、歯科診療所、相談支援事業所等

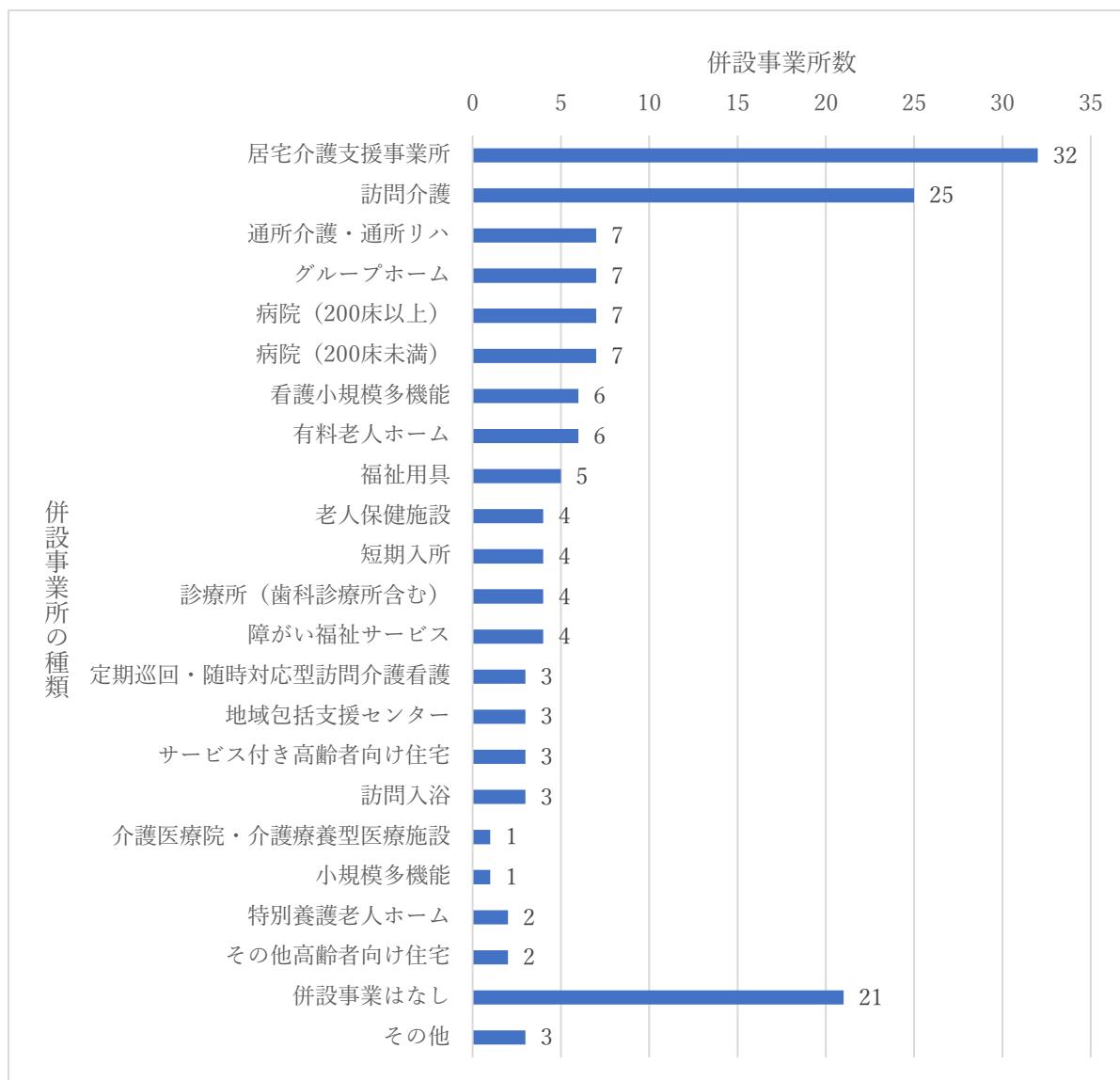
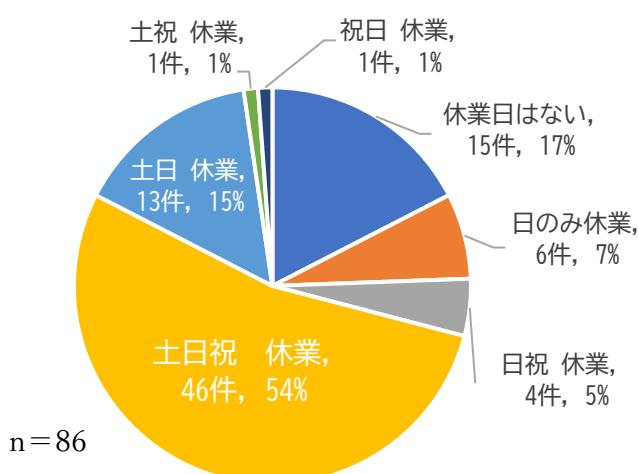


図 5 同一敷地内の併設事業の種類（複数回答）

(2) 土日祝の休業日の状況について

- 土日祝休みの事業所が 46 件 (54%)、休日なしの事業所が 15 件 (17%) であった。(図 6)

図 6 土日休業日の状況



(3) 緊急体制について

加算届出状況

- **24時間対応体制加算（I）** の届出事業所は 33 件（38%）、加算（II）の届出は 43 件（50%）、届出無しは 10 件（12%）であった。（図 7）
- **緊急時訪問看護加算（I）** の届出事業所は 33 件（38%）、加算（II）の届出は 44 件（51%）、届出無しは 9 件（11%）であった。（図 8）

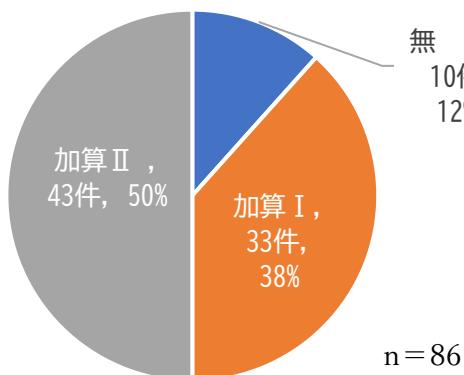


図 7 24 時間対応体制加算の届出状況

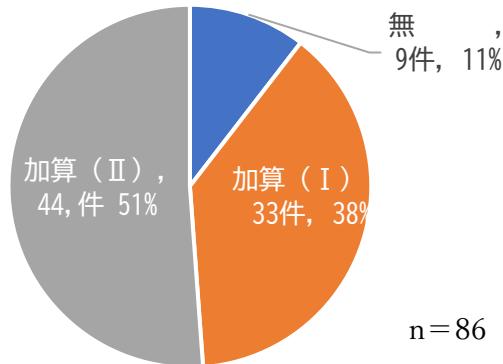


図 8 緊急時訪問看護加算の届出状況

24 時間対応加算、緊急時訪問看護加算「あり」と回答した事業所の訪問対応者と携帯待機日数

- 訪問対応者は、管理者と常勤者が 52 件（68%）、管理者と常勤・非常勤が 11 件（15%）、管理者のみが 2 件（3%）であった。（図 9）
- 携帯待機日数（職員一人当たり平均日数）は、8~10 日が最も多く 40 件（54%）であった。次いで 4~7 日が 17 件（23%）、11 日以上が 10 件（14%）であった。（図 10）

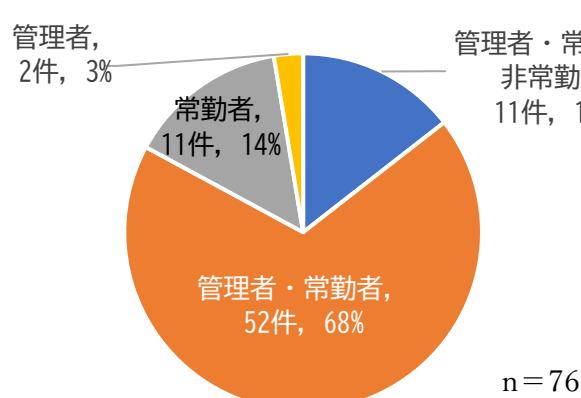


図 9 24 時間対応・緊急時訪問対応者

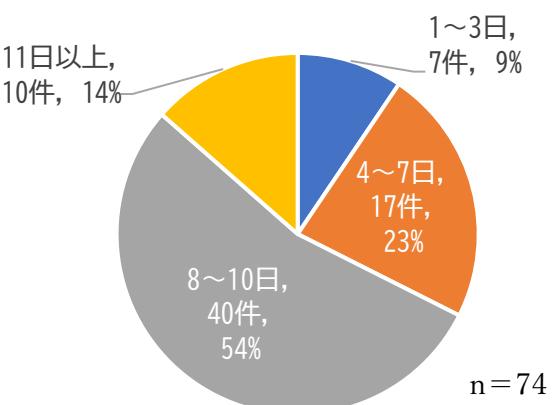


図 10 携帯待機日数（職員一人平均）

- **緊急時体制の手当て支給の形態**は、「定額手当+実働時間分」が 53 件（70%）、「定額手当」が 11 件（14%）、「実働時間分のみ」が 5 件（7%）であった。（図 11）
- その他は、「月の訪問件数によるインセンティブ」、「訪問支給のみ（緊急電話対応は主に管理者）」、「訪問時間分を早めの退社にあてる事も可」などがあった

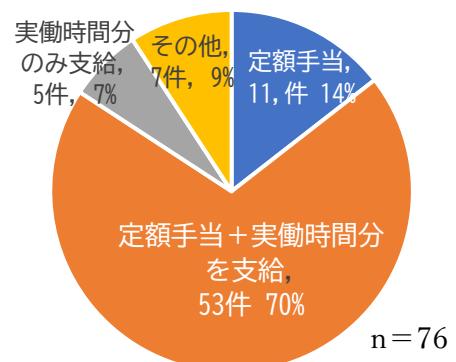


図 11 緊急時体制の手当て支給形態

(4) 市町村から受託または他事業所と委託契約で行っている事業等について

- 42 事業所は委託契約事業を行っていなかった。
- 委託契約事業で最も多かったのは、看護学生の実習受け入れが 27 件であった、認知症グループホームへの訪問が 25 件と続いていた。(図 12)
- その他は、定期巡回訪問介護看護、通所リハビリへの看護師派遣、多機能型事業所、などがあった。

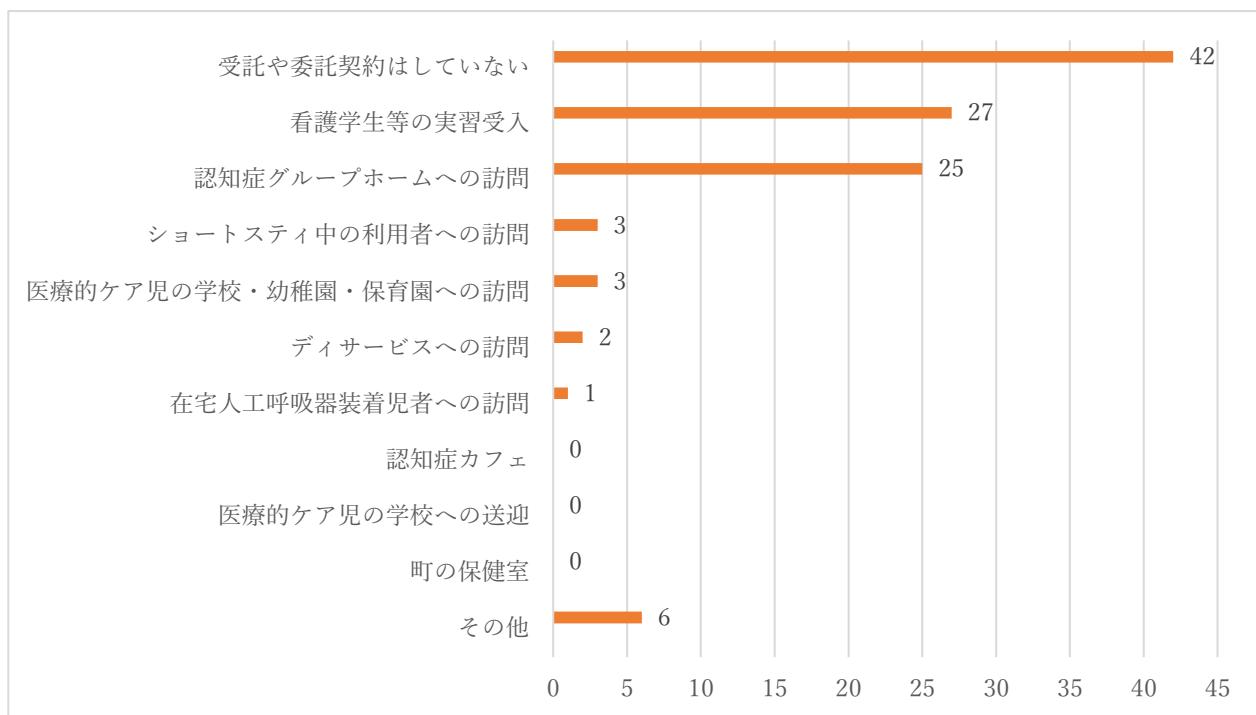


図 12 受託または委託契約事業（複数回答）

3. 訪問看護ステーションの管理者について

(1) 管理者の管理経験年数

- 訪問看護管理者としての経験年数は、5 年未満が 46 人と全体の 54%、次いで 5 年以上～10 年未満が 26 人 (30%) であった。(図 13)

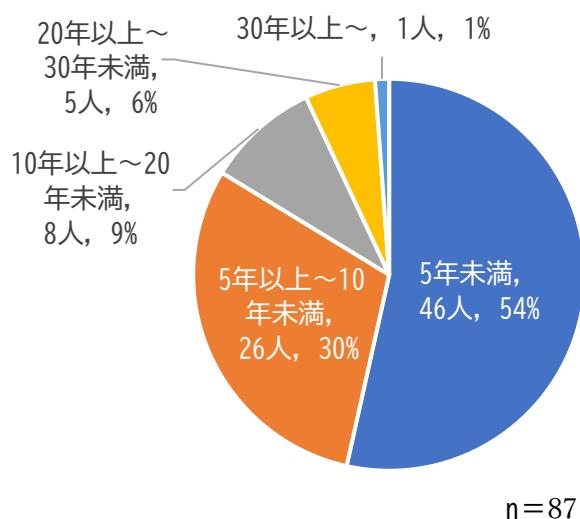


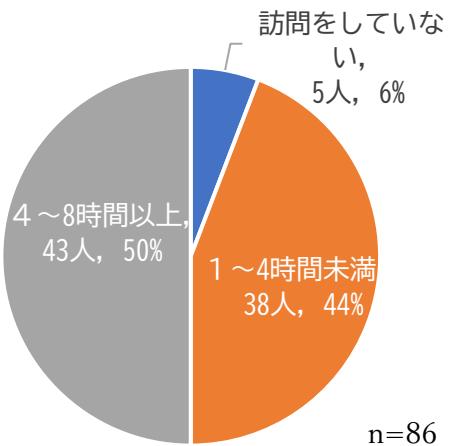
図 13 管理者の訪問看護管理経験年数

(2) 管理者が訪問看護業務を行っている時間について

(1週間の勤務時間数における1日平均時間数)

- 管理者が訪問看護業務を行っている時間は、4~8時間以上が43人(50%)と半数を占めた。次いで1~4時間未満が38人(44%)であった。(図14)

図14 管理者が訪問業務を行っている時間



(3) 管理者の兼務状況と兼務している事業

- 管理者の他の事業との兼務状況は、兼務している人は10名(12%)であった。(図15)
- 兼務している事業は、看多機事業所が5名で一番多かった。(図16)

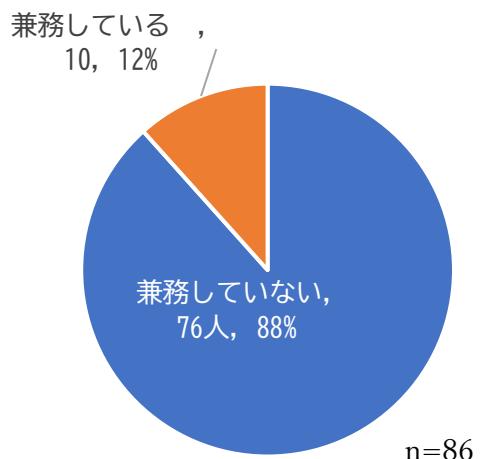


図15 管理者の兼務状況

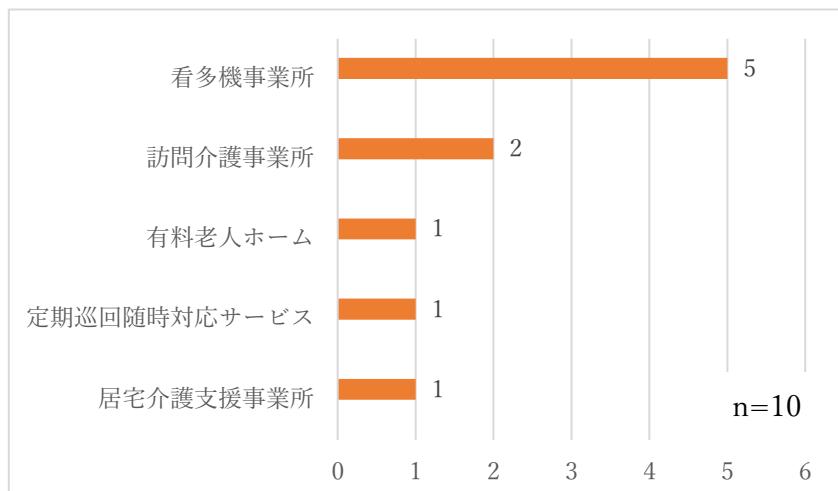


図16 管理者が兼務している事業

(4) 管理者が訪問業務を行う理由について

- 管理者が訪問業務を行う理由としては、「スタッフ不足」のためが最も多かった。次いで「看護業務に携わっていたいため」であった。その他の理由としては、「利用者の状態等の把握」、「訪問ルートの効率性などを見るため」、「緊急対応に備えるため」、「経営上の理由」があった。(図17)

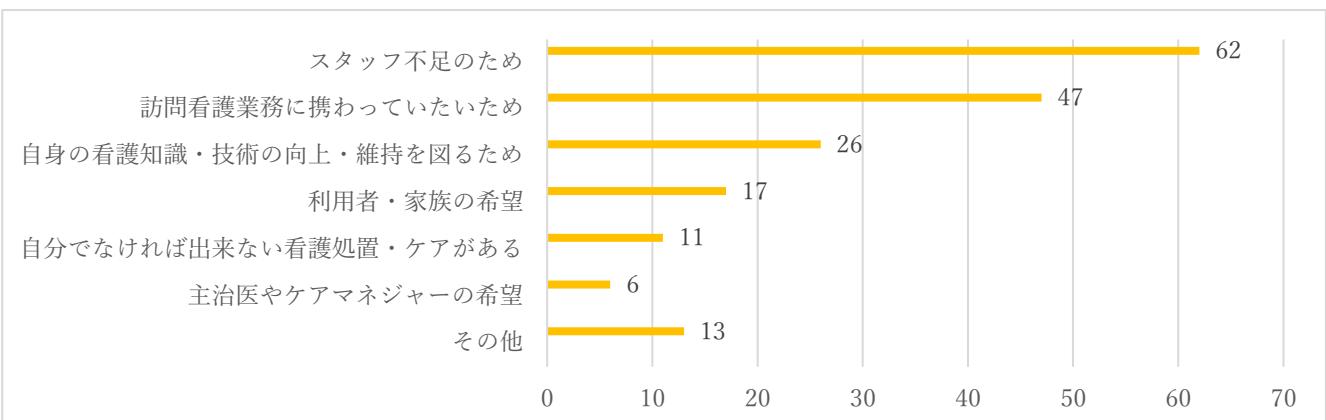


図17 管理者が訪問業務を行う理由（複数回答）

4. 職員体制について

(1) 事業所における資格別の職員数

- 職員総数は、678人
看護職は505人
理学療法士 70人
作業療法士 41人
言語聴覚士 3人
事務員 40人 (図18)

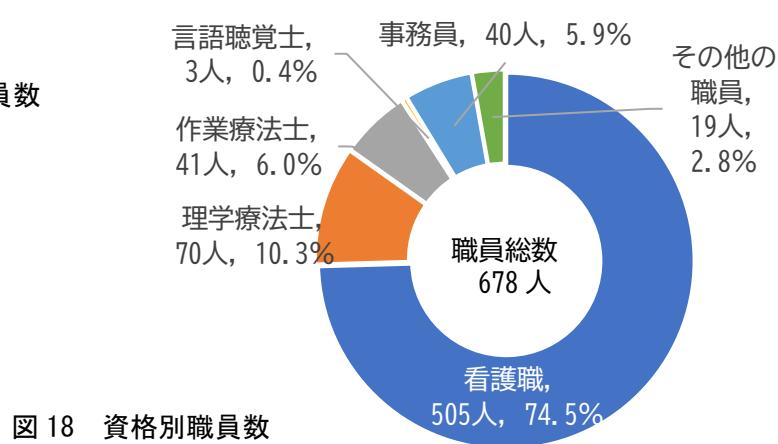


図18 資格別職員数

(2) 事業所における看護職員数

- 看護職総数 505人のうち、
保健師・助産師・看護師が 464人、
准看護師 41人、
であった。(図19)

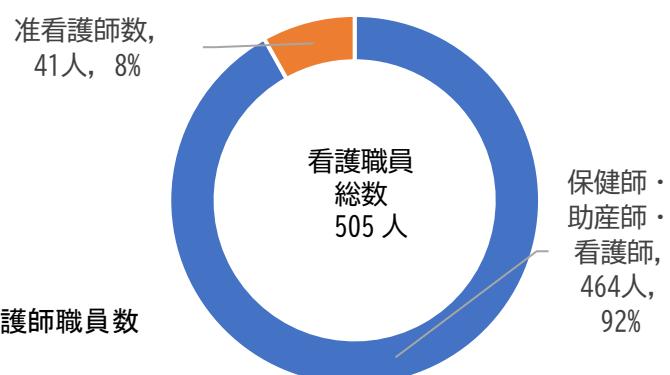


図19 看護師・准看護師職員数

(3) 事業所における理学療法士・作業療法士・言語療法士の在職状況

- 理学療法士がいる事業所は 30 件 (34%) であった。(図20)
- 作業療法士がいる事業所は 23 件 (27%) であった。(図21)
- 言語聴覚士がいる事業所 3 件 (3%) であった。(図22)

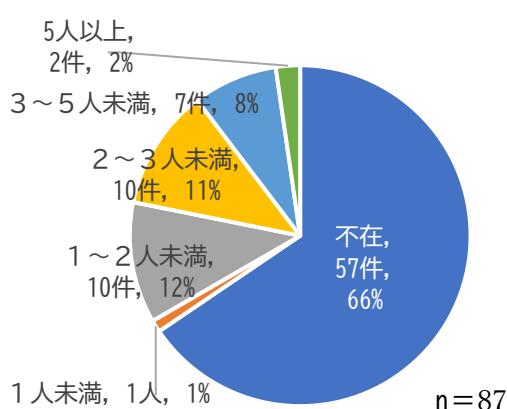


図20 理学療法士在職状況

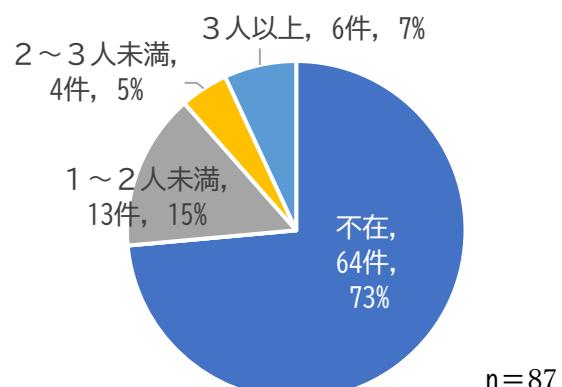


図21 作業療法士在職状況

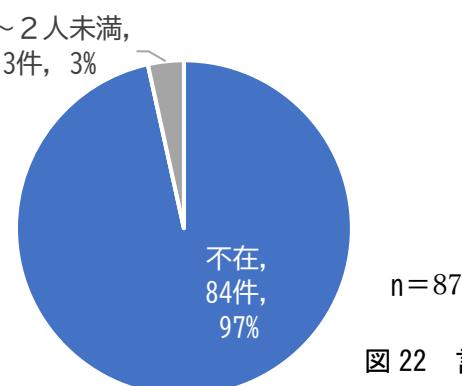
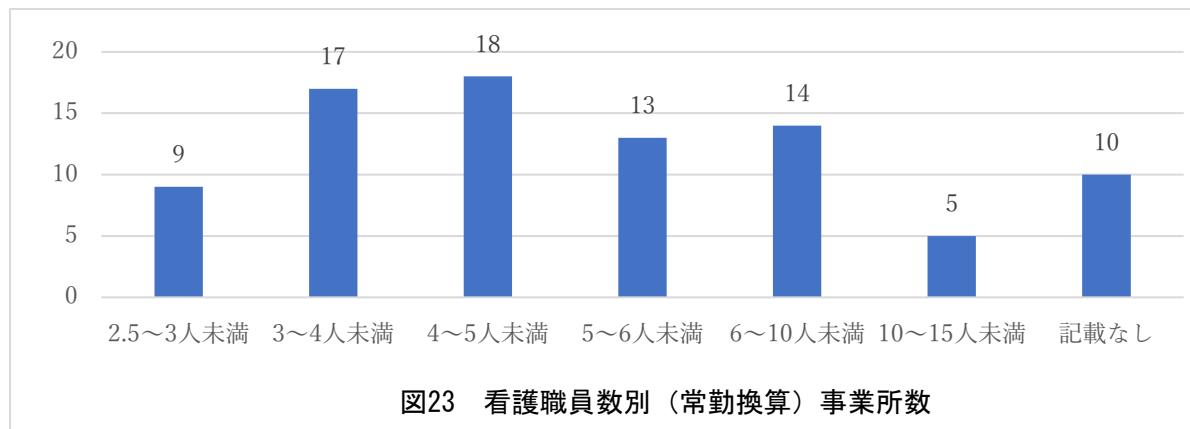


図22 言語療法士在職状況

(4) 看護職員数別（常勤換算）事業所数

- 看護職員 4~5 人未満が 18 事業所で最も多く、2.5~3 人未満が 9 事業所あった。（図 23）

（※みなし事業所 1 ケ所を除いたため n=86）



(5) ① 専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師の在籍状況

- 専門看護師等の在籍状況は、認定看護師 1 人在籍が 2 事業所、認定看護師 1 人と特定行為研修修了看護師 1 人在籍が 2 事業所、特定行為研修修了看護師 1 人在籍は 3 事業所、特定行為研修修了看護師 2 人以上在籍が 2 事業所であった。（図 24）

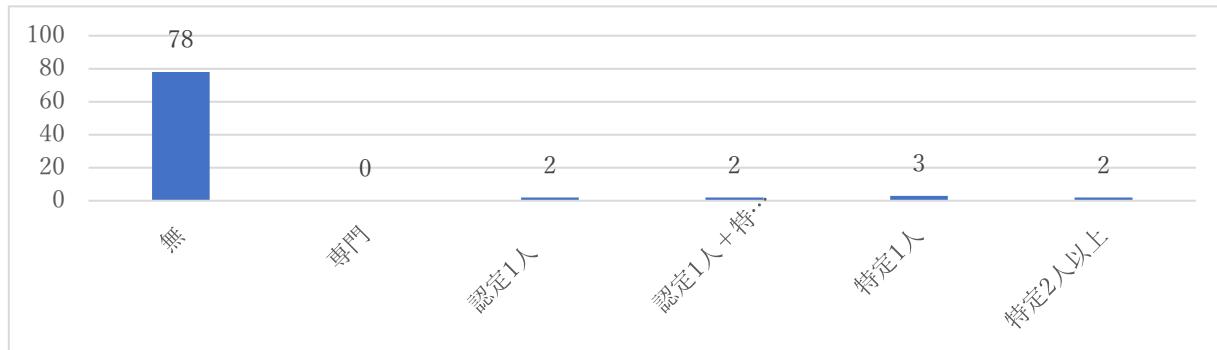


図 24 専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師の在籍状況

② 特定行為研修を受講するにあたっての課題

- 特定行為研修を受けるにあたっての課題として一番多かったのは、「職員数に余裕がない」ことであった。次に「受講が長期に渡る」、「受講中のスタッフの負担が大きい」、「研修費用の負担が大きい」であった。（図 25）

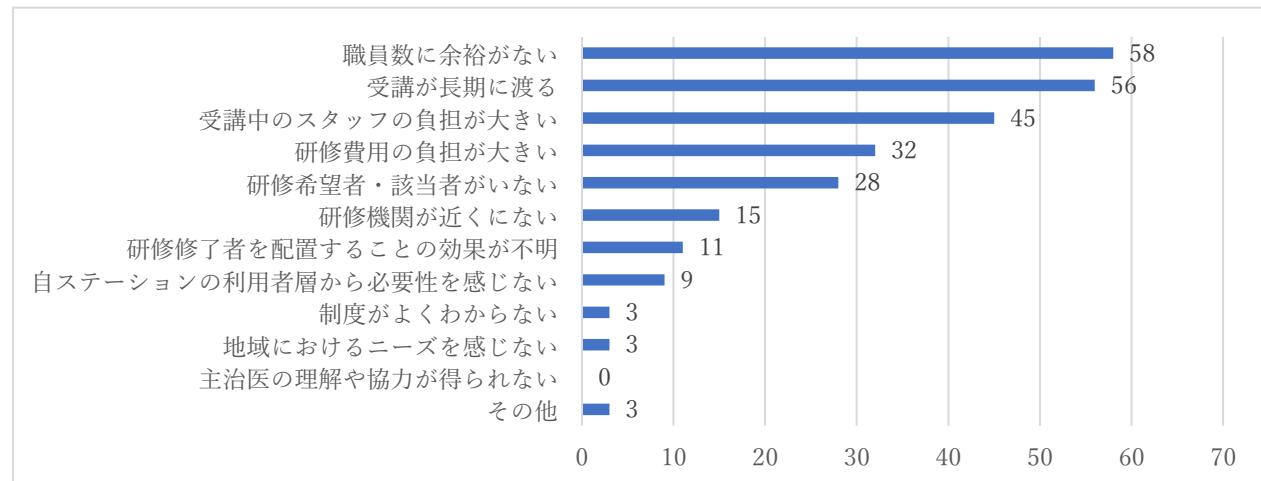


図 25 特定行為研修を受講するにあたっての課題（複数回答）

(5) 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)の充足状況

- 看護職の充足状況では、「不足している」と回答した事業所が38件(44%)であった。(図26)

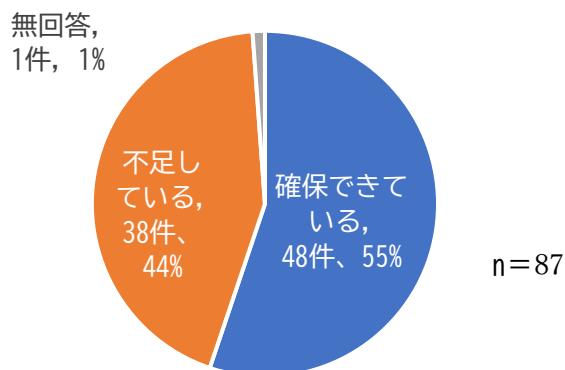


図26 看護職員の確保状況

(6) 離職防止・人材確保のための対応について

- 離職防止・人材確保の取組として一番多かったのは、「職場の人間関係の構築など環境作り」であった。次に「勤務の柔軟性・効率的な働き方」、「職員の健康管理」が多かった。(図27)
その他として「定年退職制度の廃止」、「インセンティブ制度導入による給与アップ」があった。

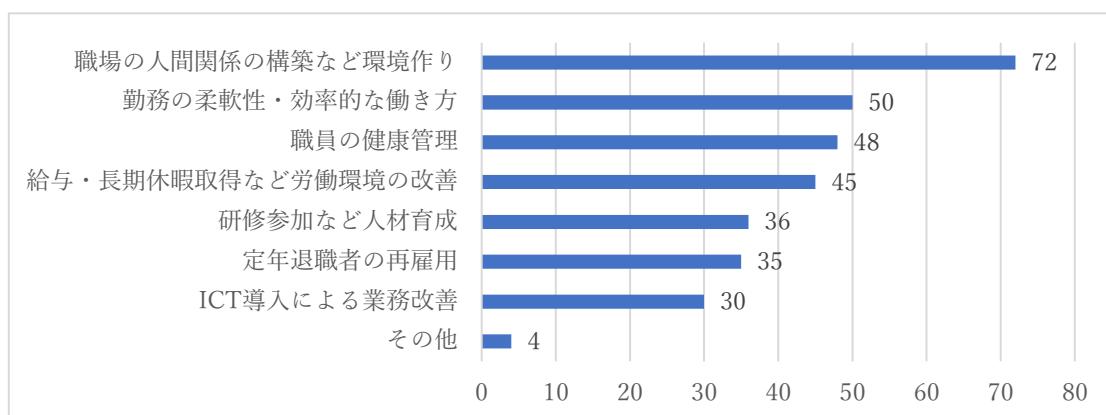


図27 離職防止・人材確保のための対応（複数回答）

(7) 新卒採用の意向とプラチナナースの訪問看護での活躍への期待について

- 「新卒採用をしたい」「応募があれば検討する」と回答した事業所は45件(52%)、「採用しない」と回答した事業所27件(31%)であった。(図28) プラチナナースに「大いに期待」「期待したい」と回答した事業所は、65件(75%)であった。(図29)

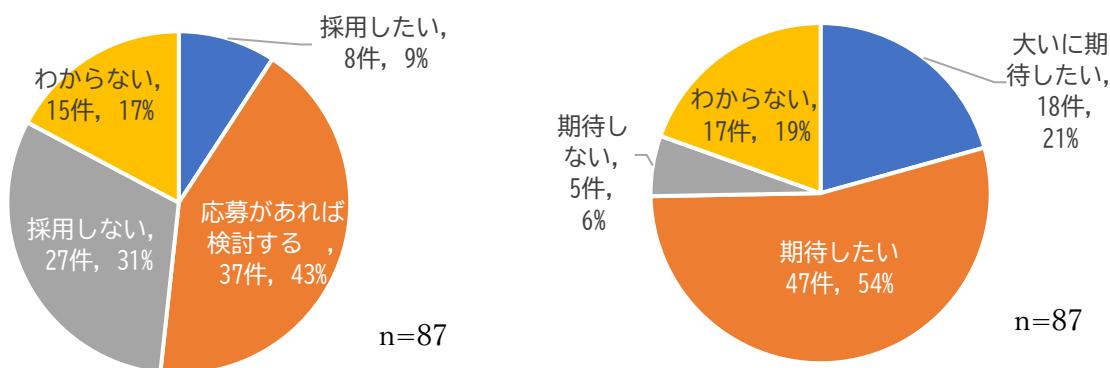


図28 新卒採用の意向

図29 プラチナナースの訪問看護での活躍への期待

5. 訪問看護利用者数（表2）

(1) 総利用者数と事業所あたりの平均利用者数（2025年7月 一ヶ月間）

○総利用者数の合計は5,588人で、一事業者あたりの利用者数の平均値は66.5人であった。

○延べ訪問件数は43,470件で、一事業者あたりの平均訪問件数は517.5件であった。

○訪問リハビリ件数は7,775件で、延べ件数に占める割合は17.9%であった。

介護保険の延べ訪問件数に占めるリハビリは22.4%、医療保険の延べ訪問件数に占めるリハビリ件数は13.0%であった。

○精神科訪問看護利用者数は、総利用者数の19.3%であった。

○小児科訪問看護利用者数は、総利用者数の5.4%であった。

表2

1 事業所当たりの利用者数

	利用者数	総利用者に 占める割合	延べ訪問件 数	*1 リハビリ件数と割合
総利用者数	5588		43470	7775 17.9%
介護保険利用者数	3744	67.0%	22708	5077 22.4%
医療保険利用者数	1844	33.0%	20762	2698 13.0%
*2 精神科訪問看護利用者数	721	19.3%	4204	
*3 小児訪問看護利用数	99	5.4%	1072	

*1 延べ訪問件数のうち訪問リハビリの件数と割合

*2 総利用者数のうち精神訪問看護の利用者

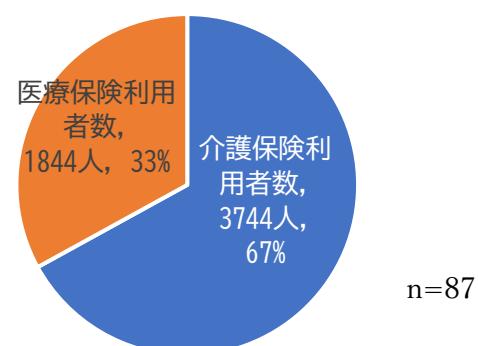
*3 総利用者数のうち小児訪問看護の利用者

n=84(記載なし3件)

(2) 介護保険と医療保険の利用者比率

○介護保険利用者が3,744人(67%)、
医療保険利用者が1,844人(33%)
であった。(図30)

図30 介護保険と医療保険の利用者比率



(3) 訪問看護の新規利用者数(表3)

○過去1年間(R5年4月～R6年3月)までの新規利用者数は3,486人、一事業者あたりの新規利用者数の平均値は44.7人であった。

月平均新規利用者数は293.4人、一事業者あたりの平均値は3.8人であった。

※開設月から1年に満たない事業所は記載不要 n=78(記載なし9)

表3 訪問看護の新規利用者数

	新規利用者数	平均値
1年間の新規利用者数	3486	44.7
月平均新規利用者数	293.4	3.8

(4) 過去 1 年間 (R6 年 4 月～R7 年 3 月) 在宅看取り件数

- 過去 1 年間に在宅看取りを行った事業所は 69 件 (81%) であった。 (図 31)
- 1 年間の在宅看取り件数は、502 件で、1 事業所平均 6 件であった。 (表 4)
- ※開設から 1 年に満たない事業所は記載不要

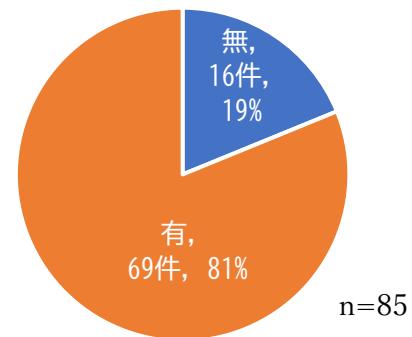


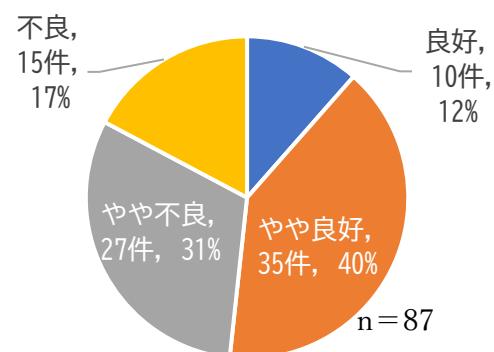
表 4 過去 1 年間の在宅看取り件数

	在宅看取り件数	平均値
1 年間の在宅看取り件数	502	6
n=78 (記載なし 9)		

6. 経営について

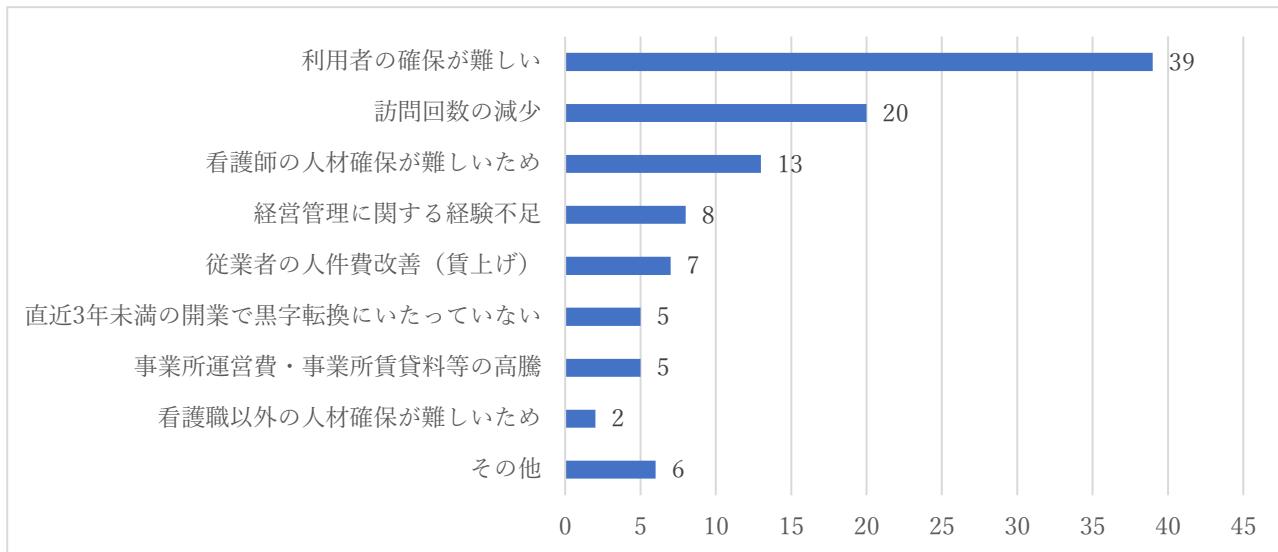
- (1) R6 年 4 月～R7 年 3 月までの収支状況について
- 「良好・やや良好」の事業所 45 件 (52%)、「やや不良・」不良の事業所は 42 件 (48%) であった。 (図 32)

図 32 収支状況



やや不良・不良と回答した事業所の主要因について

- 経営不良の要因は「利用者の確保」が一番多く、次が「訪問件数の減少」であった。(図 33)



※他の内訳

- ・ 30 分訪問の月 1 回週訪問が多い
- ・ 人件費・委託費、物価高騰による支出費増など収入より支出が多くなる事で赤字になってしまう状況
- ・ 看多機登録者の訪問及び施設内業務があること、実働看護師不足のため訪問件数を増やせない

図 33 経営上の課題 (複数選択)

(2) 加算届出状況

- 看護体制強化加算Ⅰの届出事業所は10件(11%)、加算Ⅱの届出事業所は13件(15%)、届出無しの事業所は64件(74%)であった。(図34)
- 機能強化型管理療養費は86件(99%)の事業所が届出していなかった。機能強化型Ⅰ・Ⅲの届出はなかった。(図35)

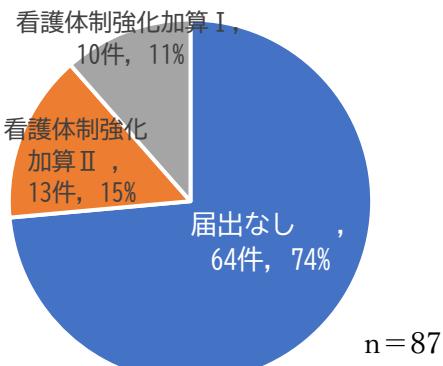


図34 看護体制強化加算の届出状況

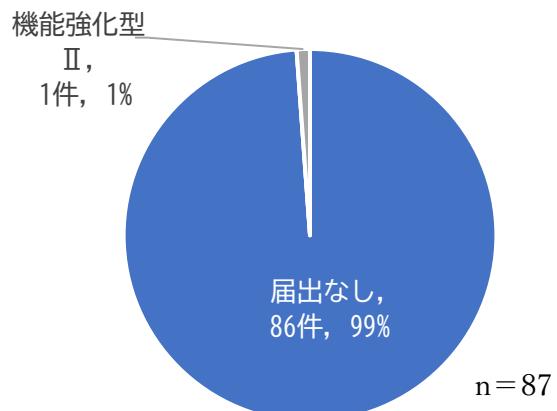
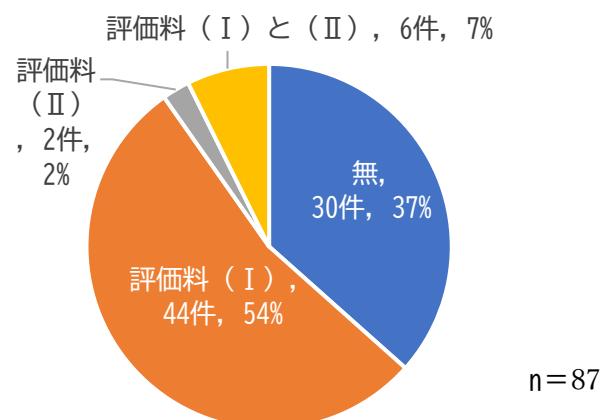


図35 機能強化型管理療養費の届出状況

- 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)を届出した事業所は44件(54%)、届出しなかった事業所は30件(37%)であった。(図36)

図36 訪問看護ベースアップ評価料の届出状況



(3) 長時間訪問について

- 1回の訪問時間が90分を超える長時間訪問に対応している事業所は、58件(67%)で、対応していない事業所は28件(33%)であった。(図37)
- 長時間に対応する際に課題と感じることは、「他利用者への訪問が出来ない」が一番多かった。次いで、「算定要件があり事業所負担が多い」であった。(図38)

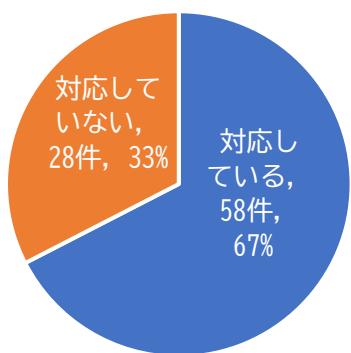


図37 長時間訪問の対応

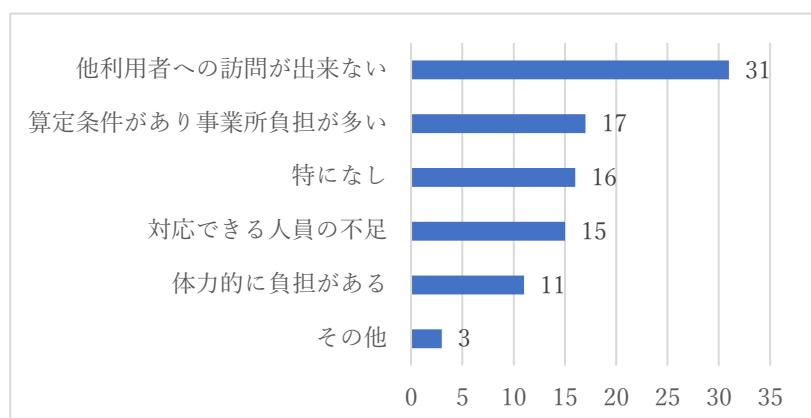


図38 長時間に対応する際の課題(複数回答)

(3) 今後の事業規模の意向

- 今後（2～3年後をイメージ）規模拡大の意向がある事業所は25件（29%）、現状維持が40件（46%）、縮小を考えている事業所は2件（2%）であった。（図46）

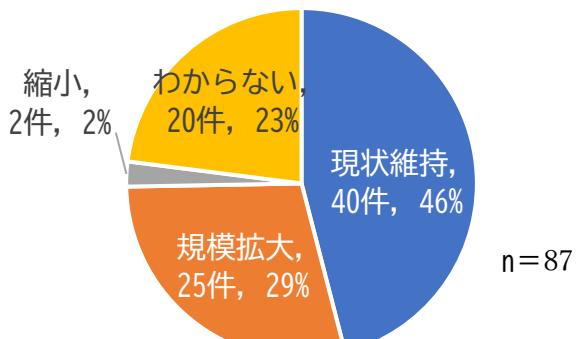


図46 今後の事業規模の意向

(4) 医療保険利用者の交通費の請求について

- 医療保険利用者の訪問で、交通費を請求している事業所は33件（38%）で、54件（62%）の事業所は交通費を請求していなかった。（図47）
- 燃料費高騰による事業所経営への影響については、かなりある・ややあると回答した事業所は65件（76%）であった。（図48）

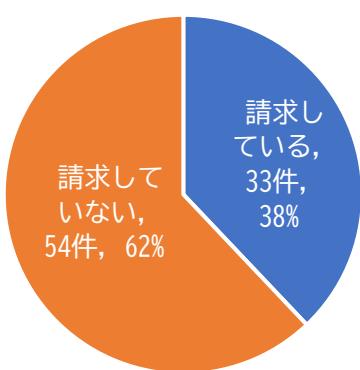


図47 医療保険利用者の交通費請求

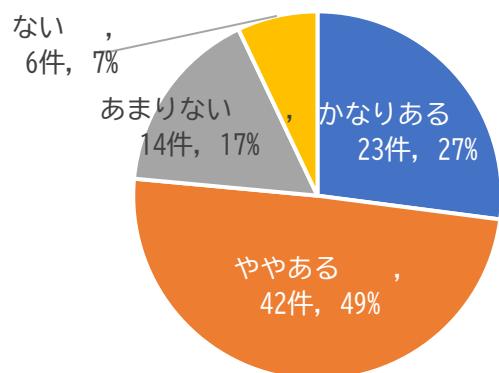


図48 燃料高騰による経営への影響

○ 交通費を請求している場合の金額設定

一律請求 > 1回100円、1回150円、1回200円、1回220円（2）、1か月700円

片道分のみ請求 > 1キロ毎に20円、1キロ毎に30円（2）、1キロ毎に33円（7）、
1キロ毎に50円

最初の1キロ100円+以後1キロ毎に50円・月の上限3,000円

2キロ未満無料・2~5キロ110円・5~10キロ220円・10~15キロ330円・
15~20キロ440円・25キロ以上550円

片道3~5キロ100円・5~10キロ200円・10~15キロ300円・15キロ以上400円

往復距離分請求 > 1キロ10円+消費税

5キロ未満100円、5キロ以上10キロ未満200円、以降5キロ毎に100円

対応地域外のみ請求 > 1キロ毎に20円、1キロ毎50円、5キロ110円、10キロにつき200円

距離による請求 > 10キロ超場合300円・15キロ超500円 など

7. 訪問看護における在宅看取りの現状について

(1) 在宅看取り予定者の救急搬送について

- 在宅看取り予定者が医療機関へ搬送されて死亡診断を受けた事例が、「度々ある」「時々ある」は28件（32%）であった。（図49）

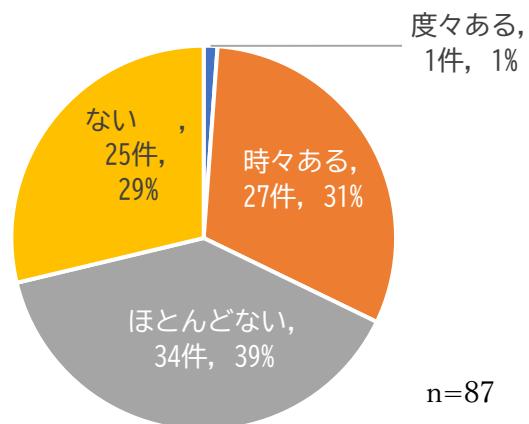


図49 在宅看取り予定者の救急搬送

(2) 「度々ある」「時々ある」事例の理由

- 救急搬送となった理由としては、「家族の希望」が一番多く、次いで「主治医の指示」だった。（図50）その他としては、「大学病院主治医で在宅診察につなげる前の急変」、「本人の意向の変化」であった。

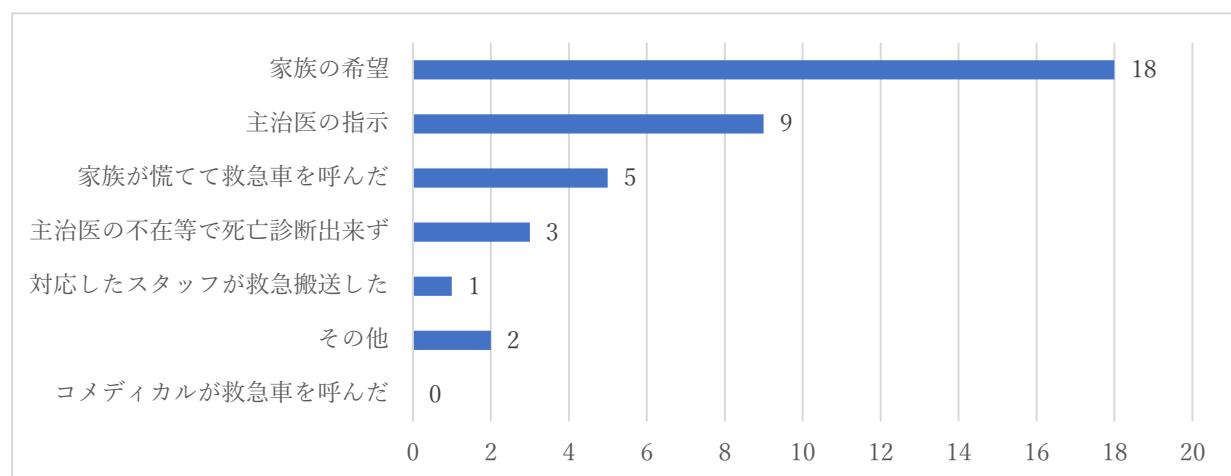


図50 救急搬送となった理由（複数回答）

(3) 地域での在宅看取りの課題について

- 在宅看取りを推進するにあたり課題として、一番多かったのは「訪問診療医の不足」であった。次いで、「家族・地域住民の理解不足」「、病院医師・看護師の理解不足」であった。（図51）

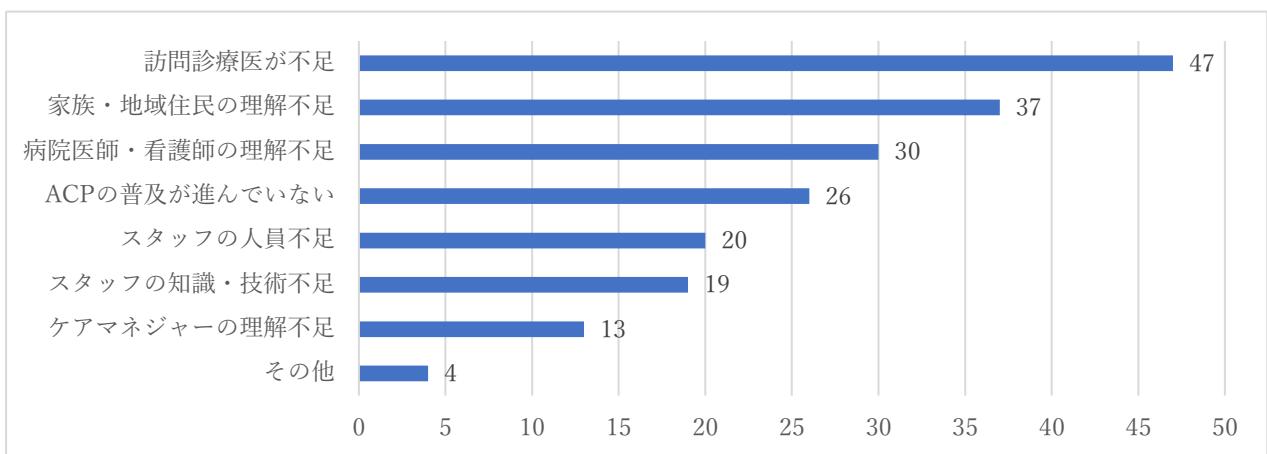


図51 地域での在宅看取りの課題（複数回答）

- (4) 遠隔死亡診断の算定状況について
- 遠隔死亡診断加算を算定している事業所は 6 件 (7%) で、80 件 (93%) の事業所は算定していないかった。(図 52)

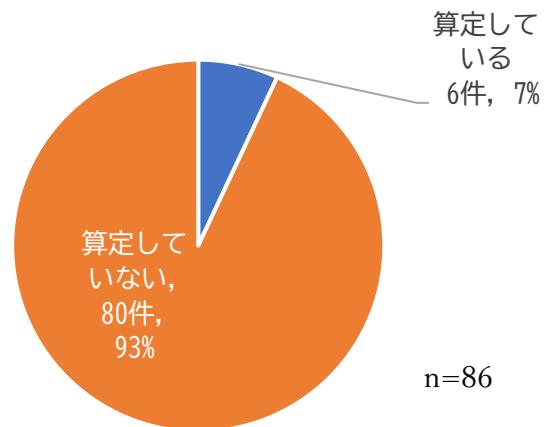


図 52 遠隔死亡診断の算定状況

- (5) ICT を活用した在宅看取りに関する研修の受講状況・意向について

- ICT を活用した在宅看取りに関する研修を受講したスタッフがいる事業所は 5 件 (6%) であった。
- 環境が整えば受講希望の事業所は 57 件 (66%)、受講は希望しないが 24 件 (28%) であった。(図 53)

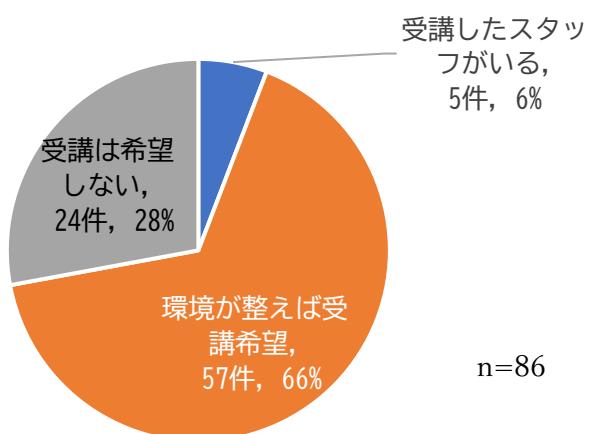


図 53 ICT を活用した在宅看取り研修受講

8. 利用者・家族から管理者・職員等への暴力・ハラスメントについて

- (1) 過去 1 年間のハラスメント被害状況について

- 利用者・家族から管理者・職員等へのハラスメント経験ありと回答した事業所は 46 件 (53%)、経験なしと回答した事業所は 41 件 (47%) であった。(図 54)

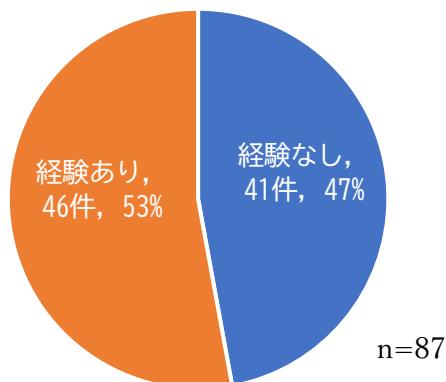


図 54 暴力、ハラスメント被害の状況

(2) 受けたハラスメントの内容（複数回答可）

- 受けたハラスメントは、「精神的暴力」が 25 件、「セクシャルハラスメント」が 21 件、「過度なサービス要求や許容範囲超えるクレーム」20 件と多かった。（複数回答可）（図 55）
その他は、「訪問時間以外の時間拘束（中々帰してくれない）」であった。

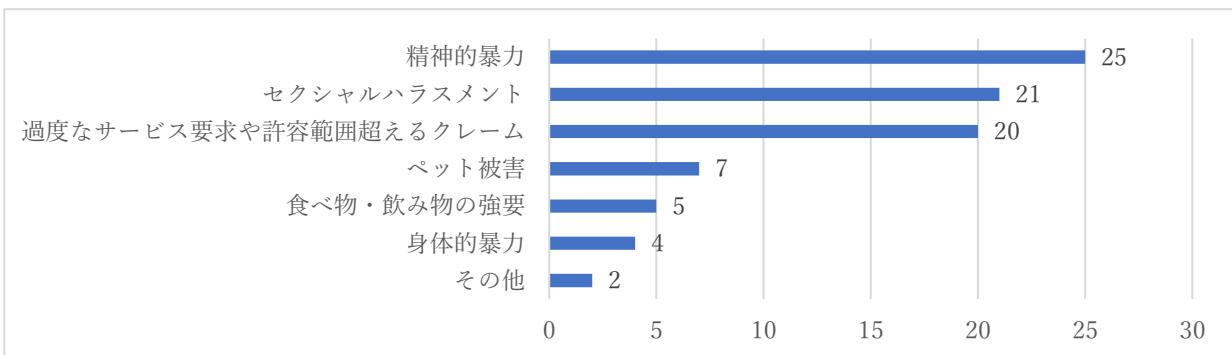


図 55 ハラスメントの内容

(3) ハラスメントに対して行っている対策について

- ハラスメントの対策としては「ケアマネジャーに連絡し対応を検討」が最も多かった。次いで、「担当スタッフの変更」、「複数名訪問」、「契約書等に契約解除を明記」であった。（図 56）

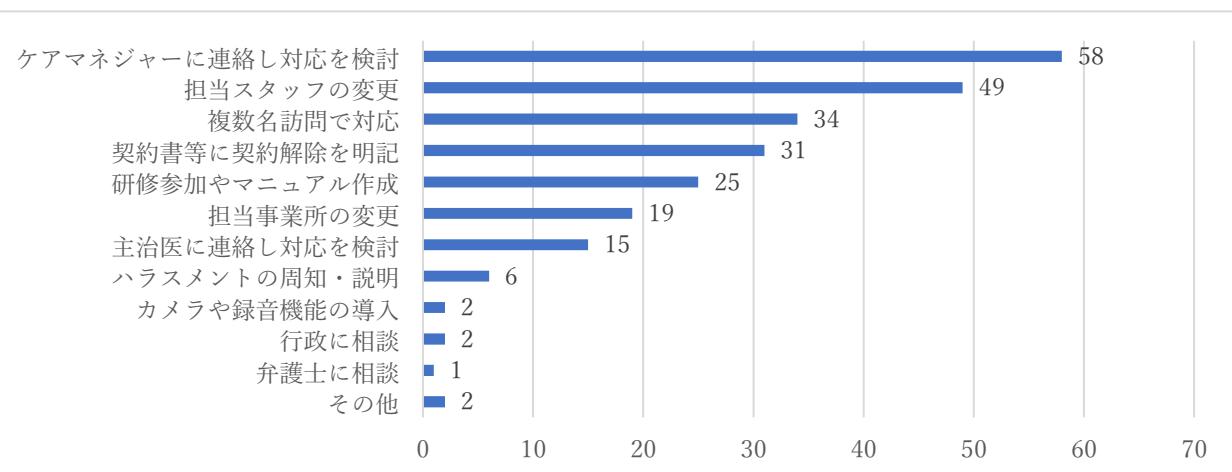


図 56 ハラスメント対策 (複数回答)

(4) ハラスメント対策として希望する事業について

- ハラスメント対策の事業としては、「複数名訪問にかかる報酬の補助」と「相談窓口」の希望が多かった。（図 57）

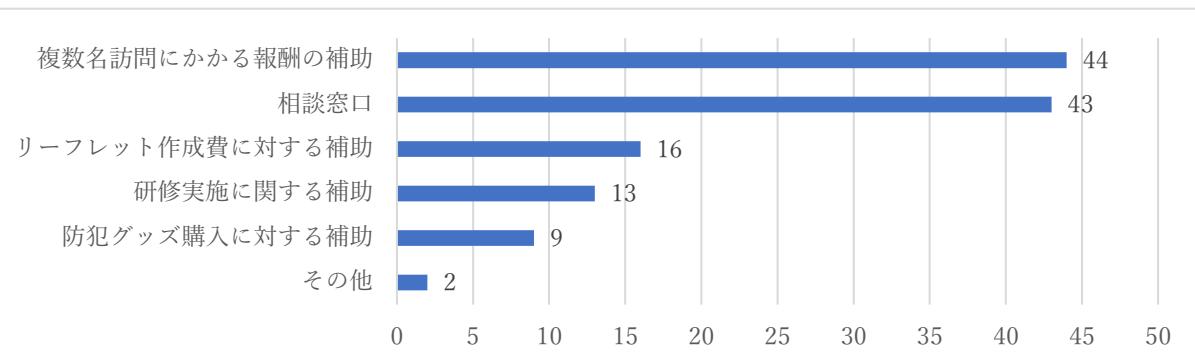


図 57 ハラスメント対策として希望する事業 (複数回答)